

宮 城 県
市町村行財政運営支援方針
～震災復興に向けて～

平成 2 4 年 3 月

宮 城 県

目 次

	頁
I 方針策定の目的	1
II 市町村支援の在り方	2
1 震災からの復興に向けた取組	
2 地方分権型社会に向けた市町村と県の役割	
3 市町村支援の方向性	
III 支援・協力体制の強化	3
1 市町村に対する復興に向けた支援	
(1) 行政体制や行政機能の回復・向上に向けた支援	
(2) 復興に向けた財政的・制度的支援	
(3) 復興に向けた施策に関する事務の権限移譲	
2 市町村と県の協働体制の確立	
(1) 市町村との意見交換・情報共有の充実	
(2) 行政課題解決に向けた市町村と県の協働体制の確立	
(3) 市町村職員の専門能力を高める人的支援	
(4) 税務行政執行体制の整備への支援	
IV 自主的・自立的なまちづくりのための権限移譲の推進	7
1 権限移譲の基本的な考え方	
2 権限移譲の方式	
3 県の支援措置	
V 広域行政への支援	8
1 合併市町への支援	
2 広域行政の推進	
VI 推進体制	9
1 「市町村支援・広域行政相談窓口」の運営	
2 市町村支援実績等に関する情報提供	
VII 本方針の見直し	9

1 方針策定の目的

平成23年3月11日に本県を襲った東日本大震災は、沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼしました。

今回の震災により、行政体制や行政機能に大きな支障が生じた市町村もありましたが、行政体制や行政機能の回復に向けた懸命な取組がなされ、一定の回復が図られつつあります。

今後は、復旧から復興に向けた本格的な取組を進めていくことが必要とされており、県では、震災からの復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行うこととしています。

復興に向けた取組が進められていく中で、住民からは行政サービスに対する多様なニーズが生じています。市町村では、住民からの新たなニーズに対応し、これまで以上に充実した行政サービスを提供することが求められており、市町村の行政体制や行政機能をさらに向上させ、被災地の復興に最優先に取り組むことが必要とされています。

一方、国では、地方分権改革の推進に向けた取組が進められ、市町村と県は、従来の中央集権型の発想、行動様式から脱却し、地域の実情に応じた自己決定・自己責任による地域づくりを進めていくことが求められており、平成23年5月には第1次一括法が、同年8月には第2次一括法が成立したことにより、都道府県の権限の市町村への移譲や義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大が図られるなど地方分権改革の実現に向けた取組が着実に進められています。

このような状況の中で、市町村においては、住民のニーズに対応し、震災からの復興を成し遂げるとともに、地方分権型社会に向けた取組に対応し、住民に最も身近な基礎自治体として市町村自らが地域の特性に応じたまちづくりを主体的に行うことが求められています。

県では、市町村が行政体制や行政機能をより向上させ、東日本大震災からの復興に向けた施策を展開することができるよう支援するとともに、地方分権型社会において地方行政の中心的な担い手となる市町村が、行財政基盤、自立性、専門性を強化し、自らの責任と判断によるまちづくりを一層深めていくことを支援するための方針を明らかにするため、「宮城県市町村行財政運営支援方針～震災復興に向けて～」を策定するものです。

※第1次一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）をいう。

※第2次一括法：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）をいう。

II 市町村支援の在り方

1 震災からの復興に向けた取組

県では、震災からの復興に向けて「宮城県震災復興計画」を策定し、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて全力で取り組んでいるところであり、市町村と県は、これまで以上に連携を強化し、震災復興に一丸となって取り組んでいくことが求められています。

一方、市町村では、復旧・復興に向けた懸命な取組により、震災で甚大な被害を受け、支障が生じていた行政体制や行政機能について一定の回復が図られつつありますが、復興に向けた取組が進められていく中、行政サービスに対する新たな住民ニーズが生じていることから、ニーズに対応した行政サービスを提供することが求められています。

県では、市町村が新たに生じている住民ニーズに対応するために必要とされる行政サービスを提供できるよう市町村の行政体制や行政機能をより向上させるための支援を図るとともに、市町村の被災の状況や地域の実情を踏まえ、市町村が復興に向けたまちづくりを行えるよう財政的支援、制度的支援等を行うこととします。

2 地方分権型社会に向けた市町村と県の役割

地方分権型社会の実現に向け、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体である基礎自治体として、地方行政の中心的な担い手となることが期待されており、そのための行財政基盤の強化が急務であることから、都道府県は市町村を包含する広域自治体として市町村への支援を強化し、市町村の自立性を高めながら県内各地域の自立的発展のために戦略的な役割を果たしていくべきといえます。

さらに、国では、国と地方の役割分担の抜本的な見直しや国の地方に対する関与の廃止縮小などを内容とする一連の地方分権改革が進められているところですが、これらの動きが着実に推進されるよう各自治体では、その推移を注視していかなければなりません。

県では、市町村と県の協働体制をより強化し、市町村と県がそれぞれの役割を果たせるよう総合的な調整を図るとともに、地方分権型社会に向け、円滑にその実現が図られるよう全国知事会等を通じ

国の地方分権改革が着実に推進されるよう国に対し積極的に働きかけを行っていきます。

3 市町村支援の方向性

市町村においては、震災からの復興を成し遂げるとともに地方分権改革の推進に向けた取組に対応することが求められています。

震災からの復興を成し遂げるためには、復興に向けたまちづくりの中心的な担い手として期待される市町村の行財政基盤の強化を図ることが求められることから、県では、人的支援をはじめ財政的支援を行うなど総合的な支援を行っていく必要があります。

また、地方分権型社会に向けた市町村と県の役割を踏まえると、県は、市町村の自主・自立のための基盤を整備するため、引き続き市町村への権限移譲を行う必要があるとともに、市町村とのよりきめ細かな連携を強化し、地域の広域的な課題の解決を図っていかねばなりません。

このため、県としては、以下のⅢからⅤに示すとおり、市町村との対等・協力関係に基づき、震災からの復興と地方分権型社会に向けた支援・協力体制を構築し、市町村の自主的・自立的なまちづくりを実現するため、業務運営の支援・人的支援・財政的支援を行うとともに、市町村の意向を踏まえた権限移譲の推進、さらには広域行政への支援を行うこととします。

Ⅲ 支援・協力体制の強化

1 市町村に対する復興に向けた支援

(1) 行政体制や行政機能の回復・向上に向けた支援

今回の震災による庁舎の損壊や職員の被災によって、市町村では、行政体制や行政機能に支障が生じたところもあります。市町村の復旧・復興に向けた懸命な取組により、行政体制や行政機能に一定の回復が図られつつありますが、復興に向けた住民のニーズは日々変化し、市町村においては、ニーズに対応した行政サービスを提供することが求められています。

県では、市町村の復興に向けた取組を支援するため、市町村からの行政運営の相談等に応じるための総合的な相談窓口を引

き続き設置するほか、必要に応じ、県職員の中長期的な職員派遣をはじめ、国や他自治体からの職員派遣について総合的な調整を行います。

また、県では、震災の影響により市町村において実施困難な事務について、市町村の要望に応じて、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託や私法上の契約等により事務を代行するなど市町村と連携しながら、震災からの復興を成し遂げるための行政課題に対して迅速かつ効率的な解決を図ることができるよう市町村からの要望に基づく必要な業務運営支援を行います。

(2) 復興に向けた財政的・制度的支援

震災からの復興を成し遂げるためには、多額の経費を要するとともに、今までにはないような新たな制度の創設や柔軟な制度の運用が求められることから、これまで以上の国の支援措置と、新たな支援制度の最大限の活用が必要とされます。

復興のための取組を着実に推進していくためには、復興特別区域制度を有効に活用し、復興特別区域での規制や手続に関する特例措置や税制上の特例措置等を講じ、円滑かつ迅速に復興事業を実施していくことが必要であることから、市町村と連携して、復興推進計画や復興整備計画の作成等に取り組むとともに、情報の提供や必要な支援等を行っていきます。

また、国で創設した東日本大震災復興交付金は、復旧・復興事業に不可欠であるインフラ整備に活用することができることから、市町村が行う復興交付金事業について、必要な支援等を行うとともに、県が実施する復興交付金事業についても積極的に取り組んでいきます。市町村と県とが共同で復興交付金事業計画を策定し、復興交付金を最大限活用することにより、市町村の復興を進めていきます。

なお、復興事業を推進していくに当たっては、今後も多額の経費が必要であることから、復興事業の地方負担分や地方税の減収分等を措置するための震災復興特別交付税の確保について、引き続き国に働きかけていきます。

さらに、県では、復興に向けた市町村の取組を財政的に支援するために、東日本大震災復興基金を活用した交付金を市町村に配分していますが、今後、復興事業を推進していくに当たり、必要に応じて、追加の財源について、国に対し要望していきま

す。

また、臨時に多額の資金需要が発生し、一時的な資金繰りに支障を来している市町村に対しては、災害復旧資金の貸付けを行っていきます。

県としては、今後も市町村の要望等を踏まえ、復興に要する財政支援措置や新たな制度の創設等を国に対して要望していくこととします。

(3) 復興に向けた施策に関する事務の権限移譲

市町村の震災からの復興に向けた施策に関する事務について、復興が迅速に進むよう市町村からの要望に応じて、県から市町村に対して権限移譲を行います。その他の事務の権限移譲については、市町村の被災状況や地域の特性等を踏まえながら、市町村と十分協議しながら進めていくこととします。

2 市町村と県の協働体制の確立

市町村と県が連携し、一体となって地域の課題解決に努めていくことが求められており、市町村においては、震災からの復興に向けた課題に迅速に対応することが求められています。県では、市町村との幅広い施策連携を図り、地域が抱える諸課題を解決するため、市町村と県がそれぞれの役割を果たせるよう総合的な調整を行うとともに、県内各地域に配置する地方機関の機能を活かし、市町村と県の協働体制をより一層強化していきます。

(1) 市町村との意見交換・情報共有の充実

市町村と県との協働体制を確立していくためには、両者の相互理解と問題意識の共有が重要であり、常日頃から市町村と県との間のコミュニケーションを密にしておく必要があります。

そのため、県内各地域において地方振興事務所（栗原圏域及び登米圏域にあっては、地方振興事務所地域事務所。以下同じ。）が中心となって市町村と県との間の意見交換・情報共有の充実を図ることができるよう、市町村との協働体制を強化します。

なお、意見交換・情報共有の充実を図る具体的手法は、地方

振興事務所において決定します。

(2) 行政課題解決に向けた市町村と県の協働体制の確立

市町村と県が協働して施策を展開することにより、震災からの復興をはじめとした各地域の行政課題に迅速かつ効率的な解決を図ることができるよう、市町村と県の協働体制を確立します。

また、県内各地域の総合的な施策の調整については、県の各地方機関が緊密な連携を図る必要があることから、地方振興事務所が中心となって、横断的・一体的な推進が図られるよう調整を行い、市町村と連携して課題解決に向けた取組を行います。

なお、地方機関の所管区域を越えた広域的な行政課題に対しては、関係する各地方機関が連携を図りながら市町村との協働体制を構築します。

(3) 市町村職員の専門能力を高める人的支援

市町村が多様な住民ニーズに対応し、より高度な行政サービスを提供していくためには、職員各々の課題解決能力や技術レベルの向上等人材面での資質向上を図り、企画力や政策形成能力を総合的に高めていくことが求められていることから、実務研修の実施をはじめ、市町村の要望に応じた県職員の派遣、相互の人事交流、市町村職員の実務研修受け入れ等の人的支援を積極的に実施します。

(4) 税務行政執行体制の整備への支援

税務行政は、高度な専門性が求められる分野であるとともに、今後、地方分権改革の進展に伴い、さらなる税源移譲が必要とされており、その重要性は高まっています。

また、市町村の財政基盤を強化するためには、自主的な税務執行体制のさらなる整備が必要です。

このことから、県では、市町村と共同で税の徴収専門組織である「宮城県地方税滞納整理機構」を設置し、市町村と県の税務行政の協働を進めてきましたが、今後とも、市町村が自主・自立に向けた税務執行体制を構築し、充実が図られるよう支援を実施していきます。

IV 自主的・自立的なまちづくりのための権限移譲の推進

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、震災による被災の状況や、地域の実情、住民ニーズを踏まえ、自主的、自立的に総合的な住民サービスを提供することが求められており、また、国においても、地域主権戦略大綱で基礎自治体への権限移譲を主要な柱と位置付け、平成23年8月には第2次一括法が成立するなど、市町村への権限移譲が今後さらに加速されるものと思われます。

県では、これまでの取組等も踏まえ、市町村が、自らの責任と判断で地域づくりができるよう支援するため、「宮城県権限移譲推進要綱」に基づき、引き続きより一層の権限移譲を推進します。

また、第1次一括法や第2次一括法等法令の施行に伴い、市町村において必要とされる条例制定や移譲事務が円滑に行われるよう必要な情報提供や助言を行っていきます。

1 権限移譲の基本的な考え方

第1次一括法、第2次一括法等法令の施行に伴い、市町村では条例の制定が必要になるとともに、移譲される事務に係る体制の整備等が必要になることから、市町村への権限移譲等が円滑に行われるよう支援を行うものとします。

また、第2次一括法等の法令により移譲される事務以外の事務についても、住民に身近な事務は、極力基礎自治体である市町村において処理すべきであるとの考えに基づき、広域的な調整を必要とする事務として県が担う必要がある事務や県民の安全・安心の観点から専門的な知識や技術が強く求められる事務など引き続き県が担うことが期待される事務以外の事務については、市町村に移譲することを原則とします。

なお、権限の移譲に当たっては、今回の震災による被災の状況や地域の特性等を踏まえながら、市町村と十分協議の上、進めることとします。

2 権限移譲の方式

第2次一括法等の法令により移譲される事務以外の事務については、上記の考え方にに基づき、県として移譲が適当と判断する権限を

別途「移譲対象事務」として示し、市町村は県に対し、移譲を希望する事務について申出を行い、協議の上、具体的な移譲事務の内容を決定します。権限移譲対象事務のうち、それぞれの事務が密接に関連する事務については、事務分野別の包括的な移譲を推進します。

3 県の支援措置

権限の移譲に当たっては、財源措置として、事務処理に必要な経費を交付金として交付する(法令により移譲される事務以外の事務)ほか、人的支援措置として、職員の派遣を行うなど権限移譲の効果を十分に発揮するために必要な支援を行います。

V 広域行政への支援

1 合併市町への支援

旧合併特例法下で合併した団体では、東日本大震災による特例法により合併特例債の発行期限が延長されたことや震災の影響から計画していた事業を変更しなければならないことなどを理由に、新市町建設計画を見直す必要が生じる市町もあることから、県では、新市町建設計画の見直しに当たっての支援を実施するとともに、震災による被災の状況等を踏まえながら、引き続き、合併団体のまちづくりが円滑に行われるよう支援を行います。

また、合併市町に対しては、地方交付税の合併算定替等の特例措置の状況等を踏まえながら、市町村振興総合補助金の要望上限額の特別的取扱いを行うなどの支援を引き続き行っていきます。

2 広域行政の推進

震災からの復興と地方分権型社会に向けて、その中核的な担い手となる市町村においては、行財政基盤を強化し、地域の実情や住民ニーズを踏まえた施策を展開することがこれまで以上に求められており、また、更なる行財政改革を進める上で、限られた人員の中で対応していくことが必要とされています。

県では、地域の実情を踏まえながら、自主的な合併を目指す市町村に対しては、関係市町村の要望に応じて、可能な限り必要な支援を引き続き行うとともに、広域連携についても適宜情報提供を行う

等，地域の市町村が最も適した広域連携策を自ら判断できるよう必要な支援を行います。

VI 推進体制

1 「市町村支援・広域行政相談窓口」の運営

市町村の行財政運営支援・市町村合併を含めた広域行政の推進に対する各種問い合わせへの対応や必要な情報提供など，地域に密着した相談窓口として，各地方振興事務所及び総務部市町村課に「市町村支援・広域行政相談窓口」を設置します。

2 市町村支援実績等に関する情報提供

本方針に基づき実施する支援策等については，県のホームページ等に随時掲載するなど，積極的な情報提供を図ります。

VII 本方針の見直し

本方針は，震災復興の進捗状況や国の地方分権改革，県内市町村の広域行政の進展等を踏まえ，3年後を目途に必要な見直しを行うものとしします。